**業務委託基本契約書**

　株式会社ABC（以下「甲」という。）と株式会社DEF（以下「乙」という。）とは、次のとおり業務委託基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

Công ty cổ phần ABC ( gọi là bên a ở dưới) và công cổ phần DEF( gọi là bên B ở dưới), kí kết hợp đồng ủy thác dưới đây (gọi tắt là hợp đồng )

1. **総則**

Khoản 1 Nguyên tắc chung

**第１条（定義）điều 1 (địn nghĩa)**

本契約において用いる用語の定義は、以下に定めるとおりとする。

Những định nghĩa thuật ngữ được dùng trong hợp đồng này , được quy định ở dưới .

（１）「本目的物」とは、本業務の目的となるシステム、ソフトウェア、ウェブサイト、テキスト、イラスト等をいう。

“đối tượng” là, những hệ thống , phần mềm, web site, tài liệu, hình ảnh,...của doanh nghiệp.

（２）「本仕様」とは、本目的物の内容、稼働環境、規格、その他本目的物が充足すべき条件として、個別契約により合意された仕様をいう。

“thông số” là thông số được thỏa thuận dựa trên hợp đông dự án như là nội dung của đối tượng,môi trường vận hành, quy cách, và những điều kiện khác mà những đối tượng này cần phải đáp ứng.

（３）「本業務」とは、第１２条（請負業務）に定める業務（以下「請負業務」という。）及び第１７条（準委任業務）に定める業務（以下「準委任業務」という。）をいう。

Công ty này là

（４）「個別契約」とは、甲乙間で締結される個々の具体的な本業務についての契約をいう。

（５）「本成果物」とは、本業務の遂行の過程で、又は完了後に納入すべきものであって、個別契約により合意されたものをいう。

（６）「責任者」とは、本業務を円滑に実施するために、甲及び乙それぞれが選任した者で、個別契約により合意された者をいう。

（７）「本資料」とは、乙が本業務を実施するにあたり甲から提供を受けた、本業務に必要な資料、コンテンツ、機器、設備等をいう。

（８）「第三者サービス」とは、乙以外の第三者の提供に係るサービスをいい、フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェアを含むものとする。

**第２条（目的）**

本契約は、本業務について、甲が乙に委託し、乙がこれを受託することに関し、基本的な取引条件を定めることを目的とする。

**第３条（適用関係）**

１　本契約は、個別契約の全てに適用されるものとする。ただし、請負業務については第４節が、準委任業務については第５節が、それぞれ適用されるものとする。なお、一つの個別契約において、請負業務と準委任業務が混合する場合には、当該個別の業務ごとに、第４節又は第５節が適用されるものとする。

２　本目的物、本仕様、本業務の詳細、本成果物、責任者、委託料の額、支払条件、支払方法、支払期日、納期又は作業期間、納入場所、その他本契約に定めのない事項については、個別契約に定める。なお、個別契約において、本契約の一部と相違する別段の定めがなされたときは、当該個別契約に限り、当該別段の定めが適用される。

３　個別契約は、甲所定の発注書の交付 その他甲所定の申込手続きを甲が行い、これを乙が承認する方法により締結する。

**第２節　委託料**

**第４条（支払）**

　　甲は乙に対し、乙による本業務の履行の対価として、個別契約に定める委託料を、請負業務については検査合格を条件に、準委任業務については業務実施完了を条件に、同契約に定める方法により、同契約に定める支払期限までに、支払うものとする。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

**第５条（委託料の変更）**

　　甲及び乙は、書面で合意することによってのみ、委託料の額を変更することができる。

**第３節　本業務一般**

**第６条（本業務への協力）**

　　乙は、本業務の円滑な実施のためには、乙の有する専門的知識・技術・情報等が重要であることを認識し、善良なる管理者の注意をもって、常に本業務の進捗状況を管理し、本業務を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処する作業を実施するものとし、かかる作業の履行を遅延し又は実施しない場合若しくは不完全な実施であった場合、それにより甲に生じた損害の賠償も含めて、かかる遅延又は不実施若しくは不完全な実施について、甲に対して責任を負うものとする。

**第７条（再委託）**

１　乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合、乙の責任において、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

２　乙は、再委託先に対して、本契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、自ら本業務を実施した場合と同様の責任を負うものとする。

３　甲は、再委託の実施後に、再委託先が不適切であると判断した場合は、書面により乙に通知することにより、当該再委託を中止させることができる。

**第８条（第三者サービス）**

　　乙は、本業務の履行の過程で又は本業務の履行に関連して、第三者サービスの利用を提案する場合、当該第三者サービスに関して、第三者の権利侵害又は瑕疵が存在しないことを保証すると共に、仮にこれが生じた場合は、甲に対して、一切の責任を負うものとする。

**第９条（責任者）**

１　責任者は、次の業務を担当するものとする。

（１）本業務に関する、相手方への連絡、報告、指示、確認等

（２）本業務に関する、相手方との進捗状況確認、本業務の内容確定、問題解決等の打合せ

２　甲及び乙は、相手方の責任者が、本業務の実施につき著しく適当でないと認めた場合、相手方に対し、その理由を明示し、必要な措置を取るよう求めることができる。